

スギ花粉を含む製品の取扱いについて

薬事法上の措置

花粉症の治療又は予防のために使用されることを目的としている製品については、薬事法第2条第1項に定める医薬品に該当する。

杉の雄花の芽をカプセルに充填しているもの等、杉の花粉又はその抗原を主な原材料とし、人に摂取させることを目的としている物は、花粉症の治療又は予防のために使用されることを目的としているとみなす。

スギ花粉を含む食品の表示

医薬品に該当しないスギ花粉を含む食品については、次の表示を行うこととする。

- ① スギ花粉を含む旨の表示
- ② スギ花粉症の場合、重篤なアレルギー症状を引き起こす可能性があるため注意する旨の表示

BSEに関する取り組み

国産牛のBSE対策（と畜場）

すべての牛の特定部位を除去、焼却

21ヶ月齢以上の牛について検査を実施
（20ヶ月齢以下は自治体が自主的に検査）

平成17年8月1日～

なお、制度変更に伴い生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、経過措置（最長3年：平成20年7月まで）として引き続き国庫補助を行う。